

# 千代田区職員コンプライアンス・ガイドライン

職員のコンプライアンス確立のため、次の6つの行動指針を定めます。

## 1 高い倫理観を保持し、公正な職務を行います

- ◎ 基本的人権を尊重し、憲法を擁護します。
- ◎ 全体の奉仕者として、全力で職務に専念します。
- ◎ 職務や地位を私的利益のために利用しません。
- ◎ 議員等や利害関係者から金銭、物品等は受け取りません。

## 2 法令等を遵守し、適正に職務を行います

- ◎ 法令等を十分に理解した上で遵守し、法令違反行為がないように努めるとともに、上司の命令に従い、適正に職務を行います。
- ◎ 官製談合等不正行為を防止するため、議員等や利害関係者から入札等の事務に係る情報などについて、不正な情報提供要求があっても、毅然として対応します。
- ◎ 区内部における違法行為等があったときは、「職員等公益通報制度」などを活用し、その行為を見逃しません。

## 3 区民等の疑惑や不信を招く行為は行いません

- ◎ 「公正」、「公平」を疑われる行為や、不信感を与える振る舞いはしません。

## 4 区民等に信頼感を持ってもらえる対応をします

- ◎ 「CS向上のためのスタンダード」に沿って、快い接遇に努めます。
- ◎ 常に危機管理意識を持ち、事故等を未然に防止します。
- ◎ 自ら「区の代表」であり、「行政のプロである」との自覚をもって、区民等に対応します。
- ◎ 区民等の要望に、迅速かつ適切に対応します。

## 5 情報公開を推進し、区民等への説明責任を果たします

- ◎ 区政情報を発信し、情報公開を進めます。
- ◎ 文書を正確に作成し、適正に保管します。

## 6 個人情報保護し、情報セキュリティ対策を徹底します

◎ 職務上知り得た秘密を守り、情報を適切に管理します。

※ 区民、区内事業者に限らず、職員が職務において接する全ての人を「区民等」といいます。